野辺地町指定給水装置工事事業者

各種届出等のご案内

【指定事項の変更】

名称及び所在地等の指定事項に変更があったときは、変更があった日から30日以内に「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」(様式第10)を提出してください。

「添付書類〕

(表中○印が添付書類として必要です。)

届出の種類		定款(財団 法人の場合 は寄付行為)	登記簿謄本 又は記載事 項 証 明 書	住 民 票	誓約書(様式第2)	備考
氏名又は名称	法人	0	0			定款は直近のもの(写しの場合は原本証明が
	個人			0		
住所	法人	0	0			必要です) 謄本 (記載事項証明書)、住民票は発行日から3か月以内のもの
	個人			0		
代 表 者	法人	0	0		0	
	個人	廃止届を提出後、新たに新規で申請				住民票は個人番号の記
役員	法人		0		0	載がないもの
	個人	_	_	_	_	
事業所の名称	法人					支店の移転等本店の変 更登記や住民登録の変 更を伴わないもの
又は所在地	個人					

- ◇「氏名」の変更で「個人」の場合とは、「個人事業者本人の氏名」の変更です。
- ◇法人・個人を問わず事業者の承継(個人から個人への相続、個人から法人への組織化、法人から法人への営業譲渡、合併に伴う新会社の設立)は一切できません。この場合には「廃止」→ 「新規」の手続をとってください。
- ◇「有限」から「株式」への組織変更の場合には同一法人とみなし、名称変更のみとなります。

【主任技術者選任・解任】

給水装置工事主任技術者を新たに選任又は解任する場合は、当該事由が発生した日から2週間以内に「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」(様式第3)を提出してください。給水装置工事主任技術者を欠いた状態は、「指定の取消し」要件に該当しますので注意してください。

[添付書類] 免状又は主任技術者証の写し(選任時)

【事業の廃止・休止・再開の届出】

廃業や合併による消滅等があったときは、次のとおり「給水装置工事事業者(廃止・休止・再開)届出書」 (様式第11)を提出してください。

- ◆廃止、休止・・・・・当該廃止又は休止の日から30日以内
- ◆再開・・・・・・・当該再開の日から10日以内

「添付書類」「指定給水装置工事事業者証」を返納してください(廃止時)

【申請場所】

野辺地町水道課

電話 0175-64-2111 FAX 0175-64-6837

\(\frac{1}{7}\) 0 3 9 - 3 1 3 1

青森県上北郡野辺地町字野辺地123番地1